

11 税の減免等

○問い合わせ先

財政部市民税課……………	TEL 224-8507	
保健福祉部地域包括ケア推進課……………	TEL 224-8929	
長野税務署……………	TEL 234-0111	〈南長野西後町608-2〉
長野県総合県税事務所……………	TEL 234-9505	〈南県町686-1〉
長野県総務部税務課総務係……………	TEL 235-7046	〈南長野幅下692-2〉

市民税・県民税に関する障害者の所得控除



税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、障害の程度により一定額が控除されます。

○対象者

特別障害者控除

身体障害者手帳 ……………	1・2級所持者
療育手帳 ……………	A 1・A 2所持者
精神障害者保健福祉手帳 ……………	1級所持者
その他 ……………	65歳以上で障害の程度が上記障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者など（地域包括ケア推進課）

障害者控除

身体障害者手帳 ……………	3～6級所持者
療育手帳 ……………	B 1・B 2所持者
精神障害者保健福祉手帳 ……………	2・3級所持者
その他 ……………	65歳以上で障害の程度が上記障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者など（地域包括ケア推進課）

○内容

同居特別障害者控除…	530,000円	特別障害者控除…	300,000円
障害者控除……………	260,000円		

○申告方法

給与所得者は年末調整の時に、申告される人は申告の時に、届出書や申告書の所定の場所へ必要な事項を記入してください。

○注意事項

基準日は12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）です。
手帳を取得された場合は、翌年度から控除になります。

所得税に関する障害者の所得控除



税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、障害の程度により一定額が控除されます。

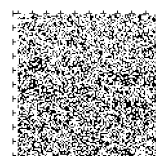
○対象者

特別障害者控除

身体障害者手帳 ……………	1・2級所持者
療育手帳 ……………	A 1・A 2所持者
精神障害者保健福祉手帳 ……………	1級所持者
その他 ……………	65歳以上で障害の程度が上記障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者など（地域包括ケア推進課）

障害者控除

身体障害者手帳 ……………	3～6級所持者
療育手帳 ……………	B 1・B 2所持者
精神障害者保健福祉手帳 ……………	2・3級所持者
その他 ……………	65歳以上で障害の程度が上記障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者など（地域包括ケア推進課）



○内容

障害者控除……………270,000円
同居特別障害者控除…750,000円 特別障害者控除……………400,000円

○窓口

税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当） TEL 234-0111

○注意事項

基準日は12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）です。
手帳を取得された場合は、その年分から控除になります。

医療費控除（所得税及び市民税・県民税）

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費等は、所得から控除することができます。

○対象

- ・医師、歯科医師による診療または治療
- ・治療、療養に必要な医薬品の購入
- ・寝たきりとなった者が使用するおむつで、治療上必要と医師等が証明する場合のおむつに関する費用
- ・治療上必要と医師等が証明するストマ用装具に係る費用 など

※以下は平成29年分から適用された医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の対象です。上記医療費控除とは重複して適用できません。

- ・健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行っている人が、本人や生計を一にする配偶者その他の親族のため支払った特定一般用医薬品等購入費

○窓口

税務署及び財政部市民税課

利子等の非課税（障害者マル優等）



一定の手続により、預け入れた少額預金及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

○利用できる主な方

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている者
- オ 障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている者

○窓口

銀行（ゆうちょ銀行含）、証券会社等

相続税に関する障害者控除



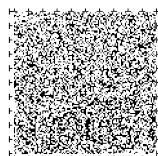
相続人が障害者である場合、障害の程度により相続税額から一定額が控除されます。

○内容

身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳A1・A2所持者（知的障害者重度） 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	20万円×（85歳に達するまでの年数）
身体障害者手帳3～6級所持者 療育手帳B1・B2所持者（知的障害者中度・軽度） 精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者	10万円×（85歳に達するまでの年数）

○窓口

税務署 TEL 234-0111



贈与税の非課税



特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、一定額までは、贈与税の課税価格に算入されません。

○対象者

身体障害者手帳1・2級所持者
知的障害者重度療育手帳A1・A2所持者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者
非課税限度額：6,000万円

中軽度の知的障害者とされた者
精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者
非課税限度額：3,000万円

○贈与税のお問い合わせ先

税務署 TEL 234-0111

○窓口

信託銀行等

消費税の非課税



身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものの譲渡、貸付け等が非課税となっています。

○適用対象となる身体障害者用物品の範囲

義肢、義眼、視覚障害者安全つえ、点字器、人工咽頭、車いすその他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したもの

区分	対象品目等
補装具	義肢、装具、補聴器、車いす等
日常生活用具	視覚障害者用読書器、点字器、特殊寝台等
改造自動車	1 身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの
	2 車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してあるもの

※装具、補聴器、視覚障害者用読書器、特殊寝台等には、一定の条件があります。

○消費税のお問い合わせ先

税務署 TEL 234-0111

○注意事項

これらの物品については、地方消費税（県税）についても課されません。

個人事業税の非課税

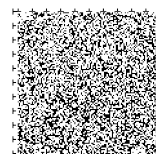


○内容

両眼の視力を喪失した者又は万国式視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の者の行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。

○窓口

長野県総合県税事務所 TEL 234-9507



自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・ 軽自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割）

身 知 精

自動車税（種別割）
自動車税（環境性能割）
軽自動車税（環境性能割）

・・・ 長野県総合県税事務所
TEL 234-9505

軽自動車税（種別割） ・・・ 財政部市民税課 TEL 224-5017

次の場合、自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）が一定額免除されます。

減免台数

- ・減免は、障害のある方1人につき、車両1台に限ります。
- ・なお、リース車、事業用自動車や小型特殊車両は減免対象になりません。
- ・既に減免を受けている車両を買い替えた場合は改めて申請が必要です。

■自動車税（種別割・環境性能割）軽自動車税（環境性能割）

1. 身体障害者等の減免

ア. 所有・使用要件

区分	所有者	運転者	条 件
18歳以上の身体障害者	本人	本人	身体障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	身体障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障害者	本人	同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
	同一生計者		
知的障害者	本人	本人	知的障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	知的障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	本人	知的障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
精神障害者	本人	本人	精神障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	精神障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	本人	精神障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの

※1 障害のある方等のみで構成される世帯の場合

イ. 障害要件

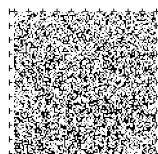
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者	視覚						
	聴覚						
	平衡						
	音声			※2			
	上肢						
	下肢						
	体幹						
	脳原性						
	上肢移動						
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸						
知的障害者	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
	肝臓						
知的障害者		療育手帳のA 1またはA 2の交付を受けている方					
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方					

※2 喉頭摘出による音声機能障害に限る

■は、同一生計者または日常的介護者が運転する場合も対象となります。

■は、本人が運転する場合に限られます。

- ・合併の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度につき減免の対象となるか判断になりますので、長野県総合県税事務所、長野県総務部税務課までお問い合わせください。



2. 構造減免

自家用、営業用*を問わず、専ら身体障害者等の利用に供すると認められる車いす移動車または入浴車を所有する場合は減免される場合があります。

詳しくは、長野県総合県税事務所までお問い合わせください。

※営業用とは、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載のある車両を指します。

減免申請の期限

○自動車税（種別割）

ア 4月1日（午前0時）現在で、減免要件を満たしている場合

→納税通知書に記載の「納期限」まで。

イ 年度の途中で、減免要件に該当することになった場合

・手帳の交付、等級の変更など

→減免の要件に該当することとなった日から30日以内

（30日を超えた場合は、申請日の属する月の翌月から減免）

・新たに自動車を取得したとき※

→取得した自動車の登録日から30日以内。（30日を超えた場合は、申請日の属する月の翌月から月割りで減免。ただし、既に減免を受けている自動車の登録状況によって、減免の開始時期が異なります。）

○自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

・新たに自動車を取得したとき※

→登録した日から30日以内（30日を超えた場合は減免になりません）

※既に減免を受けている自動車がある場合には、その自動車を移転又は抹消登録した上で減免申請をお願いします。

必要書類等

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか（原本）
2. 自動車検査証（車検証）
3. 運転する方の運転免許証、マイナ免許証（読み取りができるスマートフォンをお持ちください）のいずれか
4. 納税義務者のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票
5. 納税後の申請で還付が生じる場合は、納税義務者ご本人の口座振込先を確認できるもの
6. 所有者又は運転者が障害者以外の場合、上記に加え下記の証明書が必要です。

「同一生計証明書」又は「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者及び日常的介護者の証明書」

証明書は、障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各支所で発行。

発行には、障害者手帳・自動車検査証（車検証）・運転する方の運転免許証またはマイナ免許証が必要になります。

※1、2及び3については、原則として住所が全て一致している事が必要です。

※代理人が申請する場合、上記に加え代理人の身元を確認できる書類（運転免許証等）が必要です。

窓口

長野県総合県税事務所

〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 TEL 026-234-9505

令和5年2月1日よりながの電子申請サービスで減免申請が可能になりました。

申請には右記のQRコードをご利用ください。



注意事項

- ・障害のある方ご本人が運転する場合、受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。
- ・税制改正により、年によって制度が変わる場合があります。
- ・上記は制度の概略ですので、減免制度や申請手続きについてご不明な点は、事前に、長野県総合県税事務所にご相談ください。

■軽自動車税（種別割）

1. 身体障害者等の減免

ア. 所有・使用要件

区分	所有者	運転者	条 件
18歳以上の身体障害者	本人	本人	身体障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	身体障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障害者	本人	本人	身体障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	身体障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	本人	身体障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
知的障害者	本人	本人	知的障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	知的障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	本人	知的障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
精神障害者	本人	本人	精神障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの
		日常的介護者※1	精神障害者のために専ら日常的介護者が運転するもの
	同一生計者	本人	精神障害者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障害者のために専ら同一生計者が運転するもの

※1 障害のある方等のみで構成される世帯の場合

イ. 障害要件

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者	視覚						
	聴覚						
	平衡						
	音声			※2			
	上肢						
	下肢						
	体幹						
	脳原性						
	上肢移動						
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸						
知的障害者	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
	肝臓						
知的障害者		療育手帳のA 1またはA 2の交付を受けている方					
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方※3					

※2 喉頭摘出による音声機能障害に限る

※3 自立支援医療（精神通院）を利用している場合に限る

■は、同一生計者または日常的介護者が運転する場合も対象となります。

■は、本人が運転する場合に限られます。

・合併の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度につき減免の対象となるか判断になりますので、市民税課までお問い合わせください。

2. 構造減免

自家用、営業用※を問わず、専ら身体障害者等の利用に供すると認められる車いす移動車または入浴車を所有する場合は減免される場合があります。

詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

※営業用とは、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載のある車両を指します。

減免申請の期限

4月1日現在で、身体障害者手帳等の新規交付または障害程度の変更による再交付を受けており、軽自動車を既に所有している者→納税通知書に記載の「納期限」まで

*既に減免を受けている自動車がある場合には、その自動車を移転又は抹消登録した上で減免申請をお願いします。

必要書類等

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか（原本）
2. 自動車検査証（車検証）
3. 運転する方の運転免許証、マイナ免許証（読み取りができるスマートフォンをお持ちください）のいずれか
4. 自立支援医療受給者証（精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）
5. 納税義務者のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票
6. 納税後の申請で還付が生じる場合は、納税義務者ご本人の口座振込先を確認できるもの
7. 日常的介護者は、「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者及び日常的介護者の証明書」が必要になります。

証明書は、障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または豊野・戸隠・鬼無里・大岡、信州新町、中条の各支所で発行。

発行には、障害者手帳・自動車検査証（車検証）・運転する方の運転免許証またはマイナ免許証が必要になります。

※1、2及び3については、原則として住所が全て一致している事が必要です。

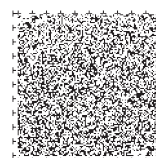
※2について、「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認します。

窓口

市民税課または篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条の各支所

注意事項

- ・税制改正により、年によって制度が変わる場合があります。
- ・上記は制度の概略ですので、減免制度や申請手続きについてご不明な点は、事前に市民税課にご相談ください。



障害者扶養共済制度



1級～3級



○内容

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害になったとき、生涯にわたって障害者に毎月2万円を支給します。(2口加入の場合は4万円)

○加入者等の要件

1. 保護者の要件

障害者(次の「障害者の範囲」を参照してください。)を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている者

- (1) 市内に住所があること
- (2) 加入時(または口数追加時)の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- (3) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
※健康状態等によっては、この制度に加入できない場合があります。
- (4) 障害者1人に対して、加入できる保護者は1人であること

2. 障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害者で、将来独立自活することが困難であると認められる者。(年齢は問いません)

- (1) 知的障害
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる者

○掛金について

- ・加入者の加入時の年齢により段階あり(一口月額9,300円～23,300円)
- ・掛金は次の「要件1」及び「要件2」の両方に該当するまで払い込んでください。「要件1」「要件2」の両方の要件に該当した後は、以降の掛金が免除となります。

要件1	加入日(口数追加分については口数追加日)から20年以上経過
要件2	加入日(口数追加分については口数追加日)から加入者が4月1日時点で満65歳である年度(4月1日から翌年3月31日まで)の加入応当日の前日までの期間

- ・加入者世帯の状況によって、掛金負担を軽減する制度があります(次表参照)。

掛金の負担割合

	県	市	本人
生活保護世帯	10/10	0	0
市県民税非課税世帯	5/10	5/10	0
市県民税均等割のみ課税世帯	3/10	3/10	4/10
2人以上の障害者加入世帯	3/10	2/10	5/10
その他の世帯	0	0	10/10

○弔慰金の支給について

加入期間が1年以上で、障害者が加入者より先に死亡したときは、加入期間に応じて、加入者に対し弔慰金が支給されます。

○届出窓口

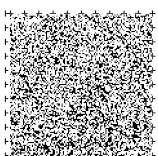
障害福祉課、または次の支所
豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

○必要書類等

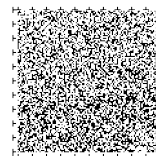
印鑑、障害の程度を証明する書類など

○注意事項

各手続により必要書類が異なりますので、障害福祉課までお問い合わせください。



障害者通園奨励費



音声コード Uni-Voice

○対象者

市内に居住する障害者（児）で、次の施設に通園している者又は保護者

- ・生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設
- ・地域活動支援センターⅢ型（令和3年度4月にⅠ型から移行した施設を除く）
- ・児童発達支援（住民税非課税世帯に属する者）
- ・放課後等デイサービス（休校日の通園のみ、住民税非課税世帯に属する者）

○内容

支給額…通園方法により算出

- ・交通機関使用者 その月に係る往復運賃の2分の1以内（上限月5,000円）
- ・自家用車使用者 月2,000円以内（片道2km以上で、月に10日以上通園している場合）
- ・バイク使用者 月500円以内（月に10日以上通園している場合）

支給方法…口座振替 申請期間…3月

○申請窓口

障害福祉課（通園施設を通じて申請）

○必要書類等

- ・障害者通園奨励費申請書
- ・申請者名義の預金口座がわかるもの

人工透析患者通院交通費助成



○対象者（長野市内に住所を有する①～⑥のすべてに該当する者）

- ① じん臓機能障害で身体障害者手帳所持者
- ② 血液透析のため通院し、かつ通院先の医療機関から送迎サービスを受けていない者（※1）
- ③ 本人及びその配偶者の前年の所得が、市町村民税非課税であること
- ④ 自宅から通院先医療機関までの距離が2km以上であること
- ⑤ 生活保護を受けていない者
- ⑥ 住所地特例の適用を受けていない者

※1 基本、送迎サービスを受けているが、お盆や年末年始等に自家用車またはタクシーを利用する場合は対象になりません。

○内容

通院方法に応じて、次のアまたはイのいずれかを選択

ア) 本人または同一世帯の家族が運転する自動車で通院する場合の自動車燃料代
年度1万円を限度に助成（市が定める計算式により助成）

イ) タクシー券

助成対象者1人1年度につき、18枚支給。（1枚600円。時間制福祉タクシー（リフト若しくはスロープにより車いすで乗降でき、かつ、車いすを固定することができる設備があるタクシー又は寝台タクシー（時間制運賃で運行するものに限る。））を利用する場合にあっては、1枚700円。）
乗車1回につき2枚まで使用可。（時間制福祉タクシー等については1回4まで使用可。）

○申請窓口

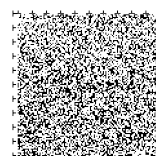
障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室

○お持ちいただくもの

身体障害者手帳、特定疾病療養受領証、通院先の診察券、申請者名義の預金通帳（燃料代を選択の場合のみ）

○注意事項

本制度の申請は、年度あたり1回限りです。また、タクシー券は「障害者タクシー利用券交付事業（P34）」で交付されるタクシー利用券とは併用できません。



音声コード Uni-Voice

手話奉仕員養成事業

①入門編・基礎編（１年度ごと交互に開講）

○受講対象者

- ・手話を習得して活動する意欲のある人
- ・全課程に出席できる人（２年間）

※入門編は手話の学習経験のない方が対象です。

○内容

聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度について理解ができ、手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

講座は、１年目に入門編と２年目に基礎編を開講し、２年間連続講座となります。

②レベルアップ講座

○受講対象者

- ・手話奉仕員養成講座を修了し、手話通訳者養成講座（県主催）の受講を目指す人
- ・全課程に出席できる人

○問い合わせ先

長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」長野市大字鶴賀276-10

TEL 229-5557 FAX 229-5558

障害者スポーツ大会・講習会の開催



○内容

スポーツを通じて自立更生等の効果を上げ、社会参加の促進を図るとともに、障害者理解や障害者スポーツの愛好者拡大を図る。

長野県障がい者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会

NAGANOスポーツ・パラスポーツフェスティバル

各種スポーツ講習会（年20回程度）

○問い合わせ先

長野市障害者スポーツ協会

長野市大字鶴賀276-10 市障害者福祉センター内

TEL・FAX 266-8834

スポーツ課 TEL 224-7804

各種点字化事業

①広報等の点字版等発行

○対象者

市内に住所を有する視覚障害者

○内容

- ・広報ながの・ながの市議会だより・ごみ収集カレンダーの点字版等を発行

○問い合わせ先

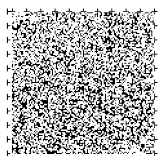
- ・広報ながの…広報広聴課 TEL 224-5004

- ・ながの市議会だより…議会事務局総務議事調査課 TEL 224-5057

- ・ごみ収集カレンダー…生活環境課 TEL 224-7635

- ・視覚障害者用にピンを色分けせず袋に入れて排出するための点字シール

…生活環境課 TEL 224-7635



②封筒点字化事業

○内容

市役所から視覚障害者への発送文書の確認のため、封筒に点字表示を行うもの

- ・ 定型封筒に「ナガノシ」と表示
- ・ 担当所属名と封筒の内容を表示

声の広報

○対象者

市内に住所を有する視覚障害者

○内容

- ・ 広報ながの・ながの市議会だよりの内容を抜粋したカセットテープまたはCDを無料で送付

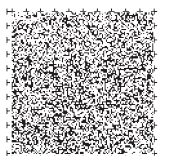
○問い合わせ先

広報ながの…長野市障害者福祉センター 長野市大字鶴賀276-10

TEL 226-4884

ながの市議会だより…議会事務局総務議事調査課

TEL 224-5057



13 相談窓口

○長野市障害者基幹相談支援センター

名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野市障害者基幹相談支援センター	長野市大字鶴賀緑町1613 障害福祉課内 TEL 224-8730 FAX 224-5093 相談時間：8:30～17:15 月～金（祝日は除く）

○長野市障害者相談支援センター

名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野市北部障害者相談支援センター	長野市大字南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座6階 TEL 217-2281 FAX 217-2282 相談時間：8:30～17:15 月～金（祝日は除く）
長野市南部障害者相談支援センター	長野市川中島町今井1387-5 ハーモニー桃の郷3階 TEL 274-5871 FAX 274-5872 相談時間：8:30～17:15 月～金（祝日は除く）

○長野市発達相談支援センター（18歳までのこどもに関する相談）

名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野市北部発達相談支援センター	長野市平林1丁目30-1 ながの地域相談支援センターベターデイズ内 TEL 259-9975 FAX 243-1717 相談時間：8:30～17:15 月～金（祝日は除く）
長野市南部発達相談支援センター	長野市若里6丁目6-14 にじいろキッズらいふ内 TEL 219-3782 FAX 223-6011 相談時間：8:30～17:15 月～金（祝日は除く）

○長野市障害者権利擁護サポートセンター（虐待や権利擁護、障害を理由とした差別解消に関する相談）

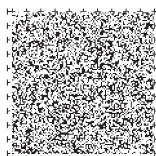
名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野市障害者権利擁護サポートセンター	長野市平林1丁目30-1 ながの地域相談支援センターベターデイズ内 TEL 262-1110 FAX 243-1717 相談時間：8:30～17:30 月～金（祝日は除く）

○長野市障害者地域移行コーディネートセンター（精神科医療院や施設からの地域移行に関する相談）

名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野市障害者地域移行コーディネートセンター	長野市川中島町今井1387-5 ハーモニー桃の郷3階 長野市南部障害者相談支援センター内 TEL 274-5871 FAX 274-5872 相談時間：8:45～17:15 月～金（祝日は除く）

○その他の相談窓口

名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
身体障害者更生相談所	長野市大字下駒沢618-1（長野県立総合リハビリテーションセンター内 更生相談室） TEL 296-3953（代） FAX 295-0716
中央児童相談所 知的障害者更生相談所	長野市大字南長野妻科282-7（旧公衆衛生専門学校） TEL 238-8010 FAX 238-8025
長野県精神保健福祉センター	長野市大字下駒沢618-1 長野県立総合リハビリテーションセンター施設内 TEL 266-0280 FAX 266-0502
長野市こども総合支援センター 「あのえっと」	長野市大字鶴賀緑町1613番地（長野市役所第二庁舎2階） TEL 0120-783-041 TEL 224-9746 相談時間：8:30～17:15（土日・祝祭日・年末年始除く） 子どもに係る相談（育児・発達・不登校・いじめ・虐待など）にワンストップで対応し、相談の内容により関係部署・機関との連携の調整・つなぎ役を担います。
きぼう相談所	長野市大字鶴賀緑町1714-5（長野市ふれあい福祉センター2階） TEL 226-8200（相談時間：毎週火・金曜日 9:00～16:00） 心配ごと、悩みごとと電話で話してみませんか。
長野市消費生活センター	長野市大字南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4階 TEL 224-5777 FAX 223-1818 相談時間：平日 9:00～17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）
いつも傾聴でんわ	TEL 225-0404（時間：月・土14:00～18:00 水14:00～21:00） 誰かと話をしたい、誰かに話を聞いてほしいと思うことはありませんか。話すことで、ちょっと気持ちが軽くなるかもしれません。
長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	長野市中御所3丁目2-1 カネカビル1階 TEL 214-3737 FAX 214-3971（相談時間：平日9:00～17:30） ●相談内容 障害のある方からの就職に関する相談、就職へ向けた準備や生活面での支援などを行います。

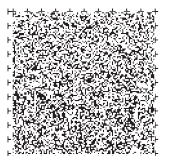


名称	所在地・TEL・FAX・相談時間等
長野障害者職業センター	長野市中御所3丁目2-4 (ハローワーク長野隣) TEL 227-9774 FAX 224-7089 相談時間: 8:45 ~ 17:00 (土日、祝祭日、年末年始除く) ●相談内容 就職のための相談・評価から、職業に必要な知識・技能を修得するための職業講習、就職後の職場適応指導・うつ病等による休職者の職場復帰支援など、障害者の職業自立と雇用促進・安定に関すること 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ https://www.jeed.go.jp
ハローワーク長野	長野市中御所3丁目2-3 TEL 228-1300
ハローワーク篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田826-1 TEL 293-8609
長野北年金事務所	長野市吉田3丁目6-15 TEL 244-4100
長野南年金事務所	長野市岡田町126-10 TEL 227-1284
ボランティアセンター	長野市大字鶴賀緑町1714-5 (長野市ふれあい福祉センター内) TEL 227-3707 FAX 224-1513 ●相談内容 ボランティアの派遣・調整・ボランティア活動の相談
長野市心身障害者相談員制度	各地区に、長野市から委嘱を受けた身体・知的・精神それぞれの相談員がいます。まずは身近な相談員にご相談ください。(P61名簿参照)
親なきあと相談室 (予約制です)	障害のある子の将来について不安のある方ご相談ください。 TEL 225-1234 長野市手をつなぐ育成会又は親なきあと相談員 (P61)
長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」	長野市大字鶴賀276-10 長野市障害者福祉センター内 TEL 229-5557 FAX 229-5558 ●相談内容 手話通訳者の派遣や各種情報の提供、福祉サービスへの連絡調整、ろうあ者の生活相談 他
療育コーディネーター (県委託) (福) 森と木 障害児者地域生活相談室 ベターデイズ	長野市平林1丁目30-1 TEL 259-9975 FAX 259-9969 ●相談内容 ちょっと発達が気になる子どもの相談 障害のある子の子育て相談
療育コーディネーター (県委託) (福) 長野市社会事業協会 児童発達支援センターにじいろ キッズらいふ	長野市若里6丁目6-14 TEL 219-3781 FAX 223-6011 ●相談内容 ちょっと発達が気になる子どもの相談 障害のある子の子育て相談
精神障がい者ピアサポート 相談支援センター・ポプラ	長野市大字南長野県町460-2 長教ビル2階203 TEL 219-2780 FAX 219-2740
長野県福祉サービス運営適正化委員会	長野市中御所岡田町98-1 TEL 226-2210 FAX 228-0130 Eメール: fukushi7109@nsyakyo.or.jp ●相談内容 児童、障害者、高齢者などに対して、在宅や福祉施設等で提供されている福祉サービスの苦情や相談

○保健所・保健センター

健康に関するご相談は、長野市保健所またはお近くの保健センターへどうぞ。

名称	所在地・TEL・FAX
長野市保健所健康課	長野市若里6丁目6-1 TEL 226-9961 FAX 226-9982
北部保健センター	長野市上松4丁目40-6 TEL 259-2088 FAX 259-2090
三陽保健センター	長野市大字西尾張部1124-6 TEL 259-3434 FAX 259-3955
吉田保健センター	長野市吉田3丁目22-41 ノルテながの1階 TEL 263-7361 FAX 263-7362
東部保健センター	長野市大字富竹1570-1 TEL 295-3330 FAX 295-0656
西部保健センター	長野市大字安茂里1777-1 TEL 224-1101 FAX 224-1818
松代保健センター	長野市松代町東条3580-1 TEL 278-0021 FAX 278-0022
犀南保健センター	長野市里島62 TEL 293-8080 FAX 293-8066
真島保健センター	長野市真島町真島1361-22 TEL 286-1010 FAX 286-5588
豊野保健センター	長野市豊野町豊野624-2 TEL 257-5871 FAX 257-4776 (豊野支所)
戸隠保健センター	長野市戸隠豊岡1550 TEL 254-3800 FAX 254-3813
鬼無里保健センター	長野市鬼無里日影2750-1 TEL 256-3159 FAX 256-2237 (鬼無里支所)
大岡保健センター	長野市大岡乙287 TEL 266-3110 FAX 266-1052
信州新町支所	長野市信州新町新町1000-1 TEL 262-2201 FAX 262-4799
中条総合市民センター	長野市中条2383-1 TEL 268-3004 FAX 268-3931



○指定相談支援事業者一覧

障害福祉サービス（P23・24参照）を利用したい場合は、指定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成が必要になります。

障害者の場合は「特定」、障害児の場合は「障害児」欄に印のある事業所に相談してください。サービス利用計画作成のための費用はかかりません。

団体 種類	法人名称	事業所名称	事業所〒	事業所住所	事業所 電話番号	特定 相談	障害 児相談	一般 相談
県	長野県	長野県立総合リハビリテーションセンター	381-8577	大字下駒沢618-1	296-3953	○		
社会福 祉法人	稲田会	指定特定・児童相談事業所 あすなろクラブ	381-0041	大字徳間1144-5	255-7770	○	○	
社会福 祉法人	絆の会	絆の会相談室	380-0915	大字稲葉15-7	217-6637	○		○
社会福 祉法人	廣望会	地域生活支援センター CoCoながの	381-0102	若穂保科3654	268-5221	○	○	○
社会福 祉法人	信濃の星	まい・すてっふ相談支援室	381-0034	大字高田1134-1	225-9500	○	○	○
社会福 祉法人	ともいき会	ウィズ相談支援センター	388-8007	篠ノ井布施高田1034-3	299-3090	○	○	
社会福 祉法人	長野県 社会福祉事業団	歩楽里（ふらり）	389-1105	豊野町豊野1635-1	217-8850	○	○	
社会福 祉法人	ながのコロニー	あいくる	388-8011	篠ノ井布施五明464-1	293-8766	○	○	○
社会福 祉法人	長野市社会事業協会	ほっとらいふ相談室桃の郷 ほっとらいふ相談室いわ苑（従たる事業所） にじいろキッズらいふ	381-2226 381-0006 380-0928	川中島町今井1387-5 大字富竹1570-3 若里6丁目6-14	285-3408 296-1566 219-3781	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○
社会福 祉法人	森と木	ながの地域相談支援センターペーターデイズ	381-0036	平林1丁目30-1	259-9966	○	○	○
社会福 祉法人	長野南福祉会	障害者相談支援センターポコアポコ	380-0921	大字栗田732-1	217-7622	○		○
社会福 祉法人	長野りんどう会	ライフサポートりんどう相談室	381-0082	大字上駒沢429-1	295-3077	○		○
社会福 祉法人	花工房福祉会	花工房相談支援センター	388-8007	篠ノ井布施高田823-2	293-5183	○		
NPO 法人	さくら会	さくら相談支援センター	380-0862	大字長野桜枝町859-1	232-0778	○		○
NPO 法人	どんぐり福祉会	地域相談支援センター Gland	388-8018	篠ノ井西寺尾2385-1	214-2157	○	○	○
NPO 法人	にゅうらいふ	希望と微笑みぶらん	380-0801	箱清水1丁目12-16	070-1476-0640	○		
NPO 法人	ヒューマンネットながの	ヒューマンネットながの 相談センター	380-0904	大字鶴賀211-15 ゆたかフレンズ2F	268-0622	○	○	
有限 会社	えにし	えにし北長野事業所	381-0041	大字徳間630-3	239-7324	○	○	
株式 会社	ジェイハート	ジェイハート相談支援事業所	381-0043	吉田3丁目16-13	214-0802	○	○	
株式 会社	いろは	相談支援事業所いろは	381-1226	松代温泉75-1	278-1720	○	○	
有限 会社	ケアサービス・ りんどう	ブルースター	388-8014	篠ノ井塩崎91-1	292-4331	○	○	○
株式 会社	ひふみ	ういるサポート長野	381-0015	石渡47-5	219-6280	○	○	
株式 会社	オネストリィ	相談支援センターはびねす	380-0928	若里4丁目12-24 2F	217-3752	○	○	
NPO 法人	人和会	人和会障がい者相談支援センター	381-2217	稲里町中央1丁目17-23	214-1820	○		
NPO 法人	ACCESS	相談支援センターあしすと	381-2226	川中島町今井1529-6	214-4411	○	○	○
株式 会社	向日葵	相談支援室ひまわり	381-0084	大字若槻東条1194-1 ルミエール三登D102	477-2302	○	○	
NPO 法人	五つ葉福祉会	五つ葉相談室	381-0022	大字大豆島5282	214-6263	○	○	
株式 会社	いちご	株式会社いちご 相談支援事業所	381-1212	松代町牧島640-1	285-0272	○		
NPO 法人	こすもけあ福祉会	サンライズ相談室	381-2234	川中島町今里135-2	405-9948	○	○	
会 同 会 社	EAST MOUNTAIN STREAM	相談室モネ	380-0803	三輪2丁目5-22	217-5174	○	○	○
株式 会社	エイエスカンパニー	インフィニティ相談室	381-2247	青木島1丁目12-1	213-6150	○	○	○

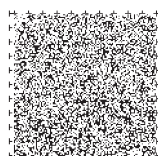
※一般相談支援事業所は、「地域移行支援」及び「地域定着支援」（P23参照）を行う事業所です。

○民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねています。民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として悩みや相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービス等につなぎます。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

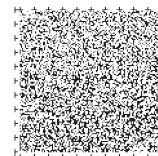
災害に備えた活動も行っており、避難に支援が必要な避難行動要支援者の台帳調査を市から委託されています。障害の状態や日常生活の状況などについてお話ししておくことをお勧めします。

緊急通報装置貸与事業（P31）の申請の際は、民生委員・児童委員の確認が必要です。区域ごとに担当する民生委員・児童委員がおりますので、民生委員・児童委員についてのお尋ねなどは、福祉政策課（TEL 224-5028）までご連絡ください。



○障害者関係団体一覧

団体等名称	代表者	〒	所在地	電話	FAX
(福)長野市身体障害者福祉協会	小林 和夫	380-0904	長野市大字鶴賀276-10 (長野市障害者福祉センター内)	228-3014	226-6263
長野市肢体不自由児者父母の会	丸山 洋子	381-2234	長野市川中島町今里323-13	284-8122	
長野市視覚障害者福祉協会	長崎 勤	381-0015	長野市石渡160-25	241-9221	
長野市聴覚障害者協会	寺澤 正剛	380-0943	長野市大字安茂里1969-1	(事務局 清水) 050-3605-2464	
長野市手をつなぐ育成会	丸山 香里	380-0813	長野市大字鶴賀緑町1714-5 (ふれあい福祉センター内)	社協総務課内 225-1234	
長野社会復帰促進会	飯島富士雄	381-2247	長野市青木島1丁目22-09	283-1141	284-8048
NPO法人ポプラの会	山本 悦夫	380-0838	長野市大字南長野県町460-2 長教ビル2F	219-2780	219-2740
長野市障害者スポーツ協会	小林 和夫	380-0904	長野市大字鶴賀276-10 (長野市障害者福祉センター内)	266-8834	266-8834
長野手話サークル	青沼 成	380-0904	長野市大字鶴賀276-10 (長野市障害者福祉センター内)		232-4533
特定非営利活動法人 信州難聴者協会	宮崎 進	389-1106	長野市豊野町石656-10		217-6137
長野地域難聴者の会ラ・ビット	宮崎 進	389-1106	長野市豊野町石656-10		217-6137
ながの盲ろう者りんごの会	的場とし子	381-0034	長野市大字高田31-10 (事務局長宅)	259-1504	259-1504
点訳グループてんとう虫		380-0813	長野市大字鶴賀緑町1714-5 (ふれあい福祉センター内)	ボランティアセンター 227-3707	ボランティアセンター 224-1513



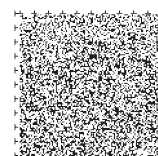
音声コード Uni-Voice

○心身障害者相談員名簿（令和7年度） 令和7年4月1日現在

●身体障害者相談員（聴覚は5、13、視覚は7、父母の会は19、26、27の相談員へご相談ください。）

	氏名	住所	電話		氏名	住所	電話
1	松澤 英子	西長野	232-8734	26	村澤 和子	川中島町今里	285-6718
2	須藤今朝信	稲葉川合新田	090-1995-3125	27	丸山 洋子	川中島町今里	284-8122
3	金子 典子	若里1丁目	226-0457	28	長野 良春	豊野町蟹沢	257-3648
4	中村 邦雄	若穂保科	090-3810-6259	29	西 正夫	戸隠豊岡	254-2596
5	寺澤 正剛	安茂里	090-7193-6151 (ショートメール)	30	廣田 忠夫	大岡丙	266-2548
6	玉木 秀明	柳原	090-2649-0620	31	久保田 篤	中条日高	267-2620
7	長崎 勤	石渡	080-5144-1478	●知的障害者相談員（親なきあと相談員）			
8	西沢 道隆	上駒沢	295-0840		氏名	住所	電話
9	岩下 一貴	大字柳原	244-5856	32	和崎 綾子	中御所4丁目	266-7644
10	松本 紀子	屋敷田	241-6435	33	田澤理恵子	高田	226-9040
11	島田 稔	松代町東条	278-3390	34	金澤 順子	東和田	217-5044
12	丸山 顕	北堀	296-2331	35	石村みちよ	上駒沢	295-2581
13	二宮 州子	中御所5丁目	090-9805-2927 (ショートメール)	36	碓井 輝子	上松1丁目	233-0095
14	丸山 勝	上ケ屋	234-2643	37	福島すま子	屋敷田	241-0259
15	五味美穂子	大字鑪	235-2567	38	田島 京子	篠ノ井会	292-5039
16	村松 和子	豊野町豊野	219-1866	39	小柳 和江	南堀	244-7344
17	中村 明美	皆神台	278-8401	40	丸山 香里	上ケ屋	239-3655
18	角澤 俊一	松代町清野	278-8078	41	駒村由美子	上野3丁目	295-9229
19	坂口登美子	稲葉	221-9533	42	宮尾千恵子	篠ノ井西寺尾	293-0562
20	中村 順蔵	南堀	243-6384	43	高橋美枝子	松代町城東	278-5688
21	堀内 達夫	北堀	296-0071	44	小山 香	真島町真島	284-1805
22	北澤 保代	川中島町上氷鉋	284-6901	●精神障害者相談員			
23	平川 君井	川中島町今井原	284-4609		氏名	住所	電話
24	小林 和夫	真島町川合	080-1088-6638	45	美谷島義人	安茂里	224-2420
25	山本 則夫	真島町真島	284-2125	46	柳沢佐代子	篠ノ井	090-2748-7293

※途中、交代する場合があります。



音声コード Uni-Voice